

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	高知県知事 高知県指令 7 建指第 11 号
指 定 の 有 効 期 間	令和 7 年 9 月 22 日 から 令和 12 年 9 月 21 日まで
機 関 の 名 称	公益社団法人 高知県建設技術公社
主たる事務所の住所	高知県高知市大津甲540-1
代 表 者 氏 名	理事長 大野 栄一
業 務 区 域	高知県全域
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条第1項第1号及び第2号に掲げる区分
取 り 扱 う 建 築 物 等	(1)主要用途が一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅であるもの(いずれも住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの、又は50平方メートルを超えるものを除く。)。ただし、次のいずれかに掲げるものについては、法第68条の10に規定する型式適合認定を受けたものに限る。 イ 木造建築物のうち地階を除く階数が3以上のもの ロ 木造以外の建築物のうち法第6条第1項第2号に掲げるもの また、令第80条の2の規定の適用を受ける建築物又は建築物の構造部分を有する場合は、令第10条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準に従った構造のものに限る。 (2)前号に掲げる建築物の計画に付属する建築設備
実 施 す る 業 務 の 態 様	建築確認、中間検査、完了検査